

委員会の意見などの公表

北海道警察北見方面本部長は、毎年、委員会の意見及びこれを受けて留置業務管理者が講じた措置の内容を取りまとめ、その概要を公表します。

令和7年度「北見方面留置施設視察委員会」意見に対する措置結果

令和7年度中に北見方面留置施設視察委員会が、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に基づき、留置業務管理者（警察署長）に対して述べた意見と、これを受けて令和8年度までに講じた措置の概要は、次のとおりです。

「北見方面留置施設視察委員会」意見に対する措置結果の概要

	意見	措置
1	被留置者の中には夜間の照明が明るくて寝れないと申し出る者もあるかもしれないので、適宜照明の明るさを調整していただきたい。	北見方面の全留置施設の居室の照明は調光式で、就寝時間帯は照明の照度を調整するよう定められており、北見方面の全留置施設に対し就寝時における照明の照度を確実に調整するよう改めて指導し徹底させた。
2	令和7年の夏は猛暑日が続き、その期間に被留置者が留置された場合、熱中症にならないか心配だったので、各施設において熱中症対策を講じていただきたい。	エアコンを設置している北見署及び遠軽署の留置施設は、適切な施設内の温度を保つよう指導するとともに、エアコンがない他の留置施設については、大型扇風機等を設置するなど、被留置者の熱中症防止対策を徹底させた。
3	警察署の中には建物が古い施設もあるので、留置施設の維持管理を徹底していただきたい。	各留置施設では適切な留置施設の維持管理を徹底するとともに、紋別署では被留置者の護送時の動線上に屋根を新設してスムーズな護送業務を行えるよう施設管理の徹底を図った。
4	留置事故防止のためにも、留置担当官等への教養・訓練を徹底していただきたい。	平素における訓練・教養はもちろん、斜里署では留置管理業務に不慣れな職員のために留置管理業務に関する資料を独自に作成するなど、留置事故防止に向けた効果的な教養を実施した。

令和8年6月

北海道警察北見方面本部